

29
令和4年 9月30日

三重県知事 一見 勝之 様

四日市市泊山崎町3番22号

医療法人 向陽会

理事長 中村 泰

電話059(345)

0906

決 算 届

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの決算を終了したので、医療法第
52条第1項の規定により届出します。



[別 紙]
様式 1

事業報告書

(自 令和3年 8月 1日 至 令和4年 7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 向陽会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市泊山崎町3番22号
- (3) 設立認可年月日 平成 1年12月22日
- (4) 設立登記年月日 平成 1年12月26日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	中村内科循環器科クリニック	三重県四日市市泊山崎町3番22号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 9月28日	令和2年度決算の決定
令和 "	理事、監事の選任
令和 4年 7月31日	令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
"	令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

様式2

法人名 医療法人 向陽会

所在地 三重県四日市市泊山崎町3番22号

※医療法人整理番号 032

財産目録
(令和4年 7月31日現在)

1. 資産	額	281,047	千円
2. 負債	額	56,797	千円
3. 純資産	額	224,249	千円

(内訳)

(単位：千円)

区分	金額
A 流動資産	210,434
B 固定資産	70,613
C 資産合計 (A+B)	281,047
D 負債合計	56,797
E 純資産 (C-D)	224,249

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 向陽会

※医療法人整理番号

D32

所在地 三重県四日市市泊山崎町3番22号

貸 借 対 照 表

(令和4年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	210,434	I 流 動 負 債	14,313
II 固 定 資 産	70,613	II 固 定 負 債	42,484
1 有 形 固 定 資 産	12,173	負 債 合 計	56,797
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	58,440	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	214,249
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	224,249
資 産 合 計	281,047	負 債 ・ 純 資 産 合 計	281,047

法人名 医療法人 向陽会

※医療法人整理番号 032

所在地 三重県四日市市泊山崎町3番22号

損 益 計 算 書
(自 令和3年 8月 1日 至 令和4年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	154,233
2 事業費用	129,075
本来業務事業利益	25,158
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	25,158
II 事業外収益	3,295
III 事業外費用	406
経常利益	28,048
IV 特別利益	
V 特別損失	326
税引前当期純利益	27,721
法人税等	7,115
当期純利益	20,606

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 向陽会

理事長 中村 泰 殿

私は、医療法人 向陽会の令和3会計年度（令和3年 8月 1日から令和4年 7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 9月28日

医療法人 向陽会

監事 伊藤 厚子